

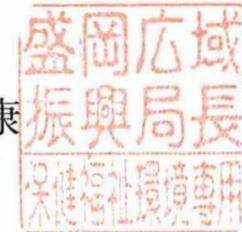
## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 岩手県盛岡市下太田田中1番地2

氏名 株式会社東北ターボ工業 代表取締役 生内 邦雄

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する

盛岡広域振興局長 杉原 永康



許可の年月日 平成25年12月20日

許可の有効年月日 平成30年12月19日

## 1. 事業の範囲

## (1) 産業廃棄物の種類

取扱う特別管理産業廃棄物

- ・廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）
- ・廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。）
- ・廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。）
- ・感染性産業廃棄物
- ・廃石綿等
- ・汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

以下余白

## (2) 積替え・保管を含むもの

無

以下余白

## 2. 許可の条件

排出事業者から委託を受けて収集する感染性産業廃棄物を保冷車等で運搬し、当該排出事業者が指示する特別管理産業廃棄物処分業者の処理施設へ、原則収集した日のうちに運搬すること。

以下余白

## 3. 許可の更新又は変更の状況

平成5年12月20日 当初許可

平成10年6月8日 変更届出書受理（本店所在地を岩手県盛岡市中太田泉田20番地から変更したこと。）

平成10年12月20日 更新許可

平成15年12月20日 更新許可

平成20年12月20日 更新許可

平成22年7月28日 事業範囲の変更許可（特別管理産業廃棄物の種類に汚泥（水銀又

(以下、裏面記載)